

### (3) 岩手医科大学先端医療研究センター規程

#### (設置)

第1条 岩手医科大学医学部・大学院医学研究科神経科学研究プロジェクトの「加齢に伴う神経損傷とその修復に関する研究」を行うため、岩手医科大学のハイテク・リサーチ・センターに岩手医科大学先端医療研究センター（以下「センター」という。）を置き、その円滑な管理運営について審議するため、岩手医科大学先端医療研究センター運営委員会を設ける。

#### (研究プロジェクト部門等)

第2条 センターの研究プロジェクト部門及びその主なる研究施設・研究室等は、次のとおりとする。

##### (1) 病態解明部門

中枢神経におけるシナプス伝達の長期増強・抑制作用発現に関わる細胞内シグナル伝達機構の研究プロジェクト。

##### (2) 治療法検討部門

脳血管障害後の組織修復に関するサイトカイン、増殖因子の関与、グリア細胞白質内移植による修復的治療の研究プロジェクト。

##### (3) 神経再生・変性研究部門

超高磁場MRI・ポジトロンエミッショントモグラフィー（PET）等を用いた神経系の加齢、変性、再生に関する研究プロジェクト。

研究プロジェクト部門	主なる研究施設・研究室等
病態解明部門	第一生理学研究室 薬理学研究室
治療法検討部門	第二解剖学研究室 （小動物手術室） 細菌学研究室 （レーザー・スキャニング・サイトメータ室） （高速液クロ分析室） 第一病理学研究室 精神科学研究室（培養室） DNA解析室
神経再生・変性研究部門	超高磁場MRI研究施設 サイクロトロンセンター

(先端医療研究センター長等)

第3条 本学組織規程第33条の3の第2項により、センターに先端医療研究センター長(以下「研究センター長」という。)をおく。

- 2 研究センター長は、教授の兼務とし、第4条に定める運営委員会の委員の互選により候補者を選出し、医学部教授会の議を経て、学長が任命する。
- 3 研究センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 4 研究センター長に事故あるときは、あらかじめ研究センター長が指名する者がその職務を代行する。
- 5 第2条に定める研究施設・研究室等に、研究施設及び研究装置・設備の管理等のため、必要に応じて管理責任者をおく。  
管理責任者は第4条に定める運営委員会において選任し、研究センター長が指名する。

(運営委員会)

第4条 センターの円滑な管理運営について審議するため、岩手医科大学先端医療研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設ける。

- 2 委員会の委員は、医学部長及び第2条の研究プロジェクト構成講座の教授等をもって組織し、学長が任命する。
- 3 委員会の委員長は、研究センター長をもってあてる。  
委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。  
ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。
- 6 センターの利用に関する取扱いについては、別に定める。
- 7 委員会は、毎年度研究業績をまとめ、学長に提出しなければならない。
- 8 委員会の事務は、学務部がこれにあたる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの組織等に関する必要な事項は、運営委員会の議を経て、学長が定める。

附則 この規程は、平成11年12月 1日から施行する。

- 2 この規程は、平成12年 8月23日から施行する。